9.10 島根県気候変動適応センター

地域気候変動適応センターは「気候変動適応法」により、気候変動への影響や適応策に係る情報を収集・提供する機能を担う新たな拠点として各自治体に体制を整えることが求められている。島根県においても「島根県気候変動適応センター設置要綱」に基づき、当所に島根県気候変動適応センターを設置し、令和3年4月8日に開所式を行った。島根県気候変動適応センターでは、国立環境研究所や県研究機関等との連携体制を構築し、市町村や関係団体などと共に県民や事業者の自主的な取組を促進していくこととしている。



「開所式の様子」

1. 気候変動影響及び適応に関する情報の収集、 整理及び提供

(1) 気候変動への適応策に係る情報収集、整理 地域気候変動適応センター(LCCAC) 定例会に参加

地域気候変動適応センター(LCAC) 定例会に参加 したほか、松江地方気象台や国立環境研究所が運営 する A-PLAT (気候変動適応情報プラットフォーム) 等から国内外の気候変動や適応策についての情報 を収集した。

(2) ホームページによる情報提供

ホームページを開設し、県内の気象データや気候変動の影響に関する情報など、気候変動への適応に役立つ情報を県民や事業者へ向けて情報提供した。

2. 事業者や県民等からの気候変動適応に関連する 相談への対応及び情報発信

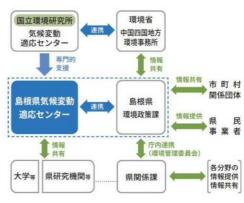
センターを紹介するパンフレットを作成。市町村 等の関係先へ送付して島根県気候変動適応センタ ーの業務について周知を図った。

また、ホームページを開設し、県民にわかりやすく 興味を持ってもらえるような情報発信に努めた。

3. 気候変動影響及び適応に関する調査、研究

県内の研究機関等と連携を図りながら業務を 推進していくために「令和3年度気候変動適応に 関する県研究機等の情報交換会」を開催。各研究機 関とともに現状と課題について情報共有した。

また、地域における関係者の連携をさらに強化し、地域レベルで幅広い関係者が連携・協力し



「連携体制について]

て気候変動への適応を推進していく目的で設置された「気候変動適応中国四国広域協議会」に参加した。また、同協議会に設けられた「山林の植生・シカ等の生態系分科会」及び「瀬戸内海・日本海の地域産業分科会」に参加し、中国・四国地方において広域的に解決すべき諸課題についての検討を行った。



[パンフレット]